

令和7年1月吉日

令和7年3月に退職を迎える

(暫定・定年前短時間) 再任用を希望される皆さま

【HPにも同じ文書を掲載】

愛媛県学校生活協同組合連合会
〒790-0823 松山市清水町3丁目82
TEL 089-925-0555
FAX 089-924-4435

再任用期間中の法定外控除についてご案内

平素より学校生協をご利用いただき、誠にありがとうございます。

退職後も再任用教職員(暫定・定年前短時間勤務)として引き続き公立小中学校へ勤務される期間は、当連合会では希望される方のみ 保険料・物資代金(ガソリンカード等)・郡市学校生協利用分を法定外控除(給与引去り)させていただきます。

再任用期間中の法定外控除を希望される方は、事前に裏面に印刷しております『再任用期間法定外控除(給与引去り)登録書』にご記入いただき、ご提出くださいますようお願い申し上げます。再任用を希望している段階で、登録書をご提出いただいても構いません。

(現在、再任用中の方は「2025年再任用継続についての回答票」のみ、ご提出ください)

なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

《 注意事項 》

- ・ 2025年4月より継続して法定外控除するには、登録書を2025年3月15日までにご提出いただく必要があります。 希望される月の前月15日までにご提出ください。
- ・ 再任用教職員としての採用について当連合会では把握できませんので、登録書をご提出いただいても、法定外控除できない等の理由でお断りする場合があります。
- ・ 団体カード(ガソリン等)をお持ちの方については、退職後も継続してご利用できます。
- ・ 保険(一部を除く)は登録書をご提出いただいていない場合、4月1日に団体から外し、各保険会社へ退職の連絡をいたします。団体を外してしまった場合、再加入するには登録書をご提出、団体扱いのための手続きをしていただく等、一定期間は一般扱いとなり再度、法定外控除(給与引去り)するまでには2~3か月かかります。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

愛媛県学校生活協同組合連合会
 事務局 宛
 (FAX : 089-924-4435)

(暫定・定年前短時間)再任用期間 法定外控除(給与引去り)登録書

下記の再任用期間中について、愛媛県学校生活協同組合連合会・郡市学校生協の利用代金について法定外控除(給与引去り)を希望します。

また、法定外控除(給与引去り)を希望している期間中の登録事項の変更については、連絡いたします。

《 登録事項 》 ※生協使用欄以外はすべてご記入ください。

職員番号	(7ケタ)	0					
氏名	(よみがな)						
	自署 表面の《注意事項》について、確認いたしました。						
生年月日	昭和	年	月	日	(年度末年齢 満 歳)		
勤務先学校名(現在)	学校						
再任用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日						
自宅住所	〒						
連絡先	自宅番号						
	携帯電話						
引去りの限度額			円	愛媛県学校生協が請求してもよい金額の上限です。この限度額を上回る場合は、ご連絡いたします。			
利用する物資代金・保険等	<input type="checkbox"/> 現在、法定外控除している物資代金・保険等と同じ場合は、チェックを入れてください。						
※生協使用欄							

記入例

記入日 2025 年 1 月 15 日

愛媛県学校生活協同組合連合会
事務局 宛
(FAX : 089-924-4435)

(暫定・定年前短時間)再任用期間 法定外控除(給与引去り)登録書

下記の再任用期間中について、愛媛県学校生活協同組合連合会・郡市学校生協の利用代金について法定外控除(給与引去り)を希望します。

また、法定外控除(給与引去り)を希望している期間中の登録事項の変更については、連絡いたします。

<< 登録事項 >> ※生協使用欄以外はすべてご記入ください。

職員番号	(7ケタ)	0	1	2	3	4	5	6
氏名	(よみがな)	えひめ はなこ						
	自署	愛媛 はな子						
		表面の<<注意事項>>について、確認いたしました。						
生年月日	昭和	39	年	1	月	1	日	(年度末年齢 満 61 歳)
勤務先学校名(現在)	学校生協 市立 連合会小 学校							
再任用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日							
自宅住所	〒790-0823 松山市清水町3丁目82							
連絡先	自宅番号	089-925-0555						
	携帯電話	012-3456-7890						
引去りの限度額	100,000 円		愛媛県学校生協が請求してもよい金額の上限です。この限度額を上回る場合は、ご連絡いたします。					
利用する物資代金・保険等	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、法定外控除している物資代金・保険等と同じ場合は、チェックを入れてください。 ↑上記チェックを入れた場合はご記入不要です。 エネオスカード、JAF、郡市生協利用分、かんぼ生命、住友生命、サポート共済、医療保障、重病克服、三井住友海上、東京海上日動							
※生協使用欄								

愛媛県学校生協の他に法定外控除(給与引去り)がある場合、短時間勤務の方など給与支給額を上回って控除することはできません。